

平成28年3月18日

静岡県熱海市「別荘等所有税」の更新

静岡県熱海市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 別荘等所有税の更新の理由

熱海市においては、別荘・マンション等に係る財政需要を賄うため、昭和51年度において法定外普通税として「別荘等所有税」を創設し、ごみの収集や道路、消防施設の整備等を行ってきたところである。

熱海市においては、既に多数のリゾートマンション等が立地しており、それに起因する各種行政施設の整備等に対する財政負担は大きく、平成28年度以降においても別荘等が所在することによる財政需要を賄うため、引き続き、別荘等所有者に対して受益者負担的な見地から応分の負担を求めることとするものである。

2. 別荘等所有税の概要

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税（法定外普通税）
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等 （以下「別荘等」という。）
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（初年度）538,462千円 （平年度）535,972千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約16,617千円
課税を行う期間	平成28年度から平成32年度まで

担当：自治税務局企画課
榎戸係長（23514） 濱田（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659